

## メディケア(公的高齢者医療保険)の基礎知識

### その② メディケア再検討変更期間について



2020年の春号は、メディケアの申請や選び方をお届けしました。

\*\*\*

今回は、10月から始まるメディケアの再検討・変更期間(オープン・エンロールメント)ともう一つの変更期間、そして再検討に参考になる資料についてご紹介します。

#### ① Medicare Open Enrollment Period (Annual Enrollmentとも呼ばれています)

-変更期間:毎年10月15日～12月7日

-給付開始日:翌年1月1日

-次のような変更が可能



✓オリジナル・メディケア\*⇒メディケア・アドバンテージ

⇒\*メディケア・サブリメントやメディ・ギャップお持ちの方は、一度やめてしまうと再加入が難しいことがあります。

✓メディケア・アドバンテージ⇒オリジナル・メディケア

✓現在のメディケア・アドバンテージ⇒別のメディケア・アドバンテージ

✓現在のパートD⇒別のパートD

メディケア・アドバンテージ加入者の方には、もう一度変更期間があります。

例えば、翌年の1月1日から給付開始になったメディケア・アドバンテージが:

-自分の掛かりつけ医や専門医がネットワークでなかったとか、

-外来処方箋薬の自己負担増額や特定の外来処方箋薬が保険でカバーされなくなったなどの問題が出た場合は、次の②で変更できます。



#### ② Medicare Advantage Open Enrollment Period

-対象:メディケア・アドバンテージ加入者に限定

-変更期間:翌年の1月1日～3月31日

-給付開始日:申請月の翌月1日から開始。例えば2月5日に変更申請すると3月1日が給付開始日となります。

-次のような変更が可能:

✓1月1日から開始のメディケア・アドバンテージ⇒別のメディケア・アドバンテージ

✓1月1日から開始のメディケア・アドバンテージ⇒オリジナル・メディケア(+パートD)

注意:この期間は:

×オリジナル・メディケア⇒メディケア・アドバンテージと

×パートD⇒別のパートDへの変更はできません。

\*\*\*

最近、メディケア関連のオープン・エンロールメントが2種類になりました。かつては、メディケアのオープン・エンロールメントの期間は①だけでしたが、メディケア・アドバンテージ加入者が増えてきたことで、翌年の年頭から②のメディケア・アドバンテージに限定したオープン・エンロールメントが追加されたようです。

#### ～メディケアやパートDを変更した時に気を付けたいこと～

メディケア相談では、数種類のメディケアカードを出して「私は、一体どのようなメディケアを持っているのでしょうか?」という質問を受けることがあります。

メディケア・アドバンテージや外来処方箋薬のパートDを変更すると、新しい保険カードが届くので、メディケア関連の保険カードが増えて混乱してしまうのです。この場合、medicare.govにアクセスしてご自分の口座を設定すれば、どのようなメディケアに加入しているか調べられます。

中には、念には念を入れて、医療機関に掛かる前に、もう一度メディケア・アドバンテージやパートDの保険カードに記載されているカスタマーサービスに電話をかけて、その保険が現在有効かどうか確かめるシニアの方もおられます。

保険を変更した場合、必ず医療機関にもその旨お伝えください。医療機関は、保険請求するときに新しいメディケアの情報が必要になるからです。

#### ～現在のメディケアを検討する時に、参考になる資料は?～

メディケア・アドバンテージ(民間型メディケア)と外来処方箋薬の保険(パートD)をお持ちの方は、毎年9月～10月に保険会社から、「Plan Annual Notice of Change: ANOC ⇒エーノックと発音します」と呼ばれる手紙が届きます。

ちなみに、オリジナル・メディケア(連邦政府型メディケア)に加入の方は、オリジナル・メディケアからANOCは届きませんが、パートDに加入している場合は、パートDの保険会社からANOCが届きます。

ANOCには、来年度のメディケア・アドバンテージとパートDの保険の保険料、自己負担額や薬剤リストの変更などが書かれています。

そこで:

✓保険料は据え置きかどうか、

✓定期的に服用する外来処方箋薬の自己負担の増額、来年も服用する薬剤が保険でカバーされるのか、などを確認します。

そして、このANOCの情報を元に、ご自分の地域で加入できるメディケア・アドバンテージやパートDと比較します。その際、保険の比較は、次のMedicare.govにメディケア・アドバンテージ、パートDの比較ツールが利用できます。



●NC州の保険局の電話相談:1-855-408-1212 月曜日～金曜日 朝8時～午後5時

●お住いのカウンティー: SHIP カウンセラーによるメディケア無料相談は、[www.ncdoi.gov/consumers/medicare-and-ship](http://www.ncdoi.gov/consumers/medicare-and-ship) にアクセスし、Find SHIP Counselorをクリックしてお住いのカウンティーを選んでください。現在パンデミックのため、対面式カウンセリングは停止中。

※今回の内容は、一般的な情報の提供を目的としておりますので、アドバイスでないことと、全ての方に適応されるとは限らないことをご了承下さい。

河野圭子:チャペルヒル在住: N C 州保険部認定 S H I P カウンセラー

米国病院経営士会・認定病院経営士、FACHE